

75歳以上
の方へ

よくわかる 後期高齢者医療制度

2019年度版

目次	
制度の運営	2
対象となる方(被保険者)	3
後期高齢者医療被保険者証(保険証)	3
保険料	4
受けられる給付	
お医者さんにかかるときの自己負担割合	9
医療費が高額になったとき	11
医療費の払い戻しを受けられるとき	13
こんなときも給付が受けられます	13
健康診査を受けましょう	14
適正受診	
医療機関の適正受診等について	14
整骨院・接骨院(柔道整復)の受診について	15

熊本県後期高齢者医療広域連合

(2019年3月発行)

制度の運営

対象となる方・保険証

保険料

受けられる給付

健康診査を受けましょう

適正受診

制度の運営

熊本県内すべての市（区）町村が加入する『**熊本県後期高齢者医療広域連合**』が運営主体となります。



広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など制度の運営を行います。

- 被保険者の認定
- 医療の給付
- 保険料の決定
- 保険証の交付
- 保健事業の実施

市（区）町村が行うこと

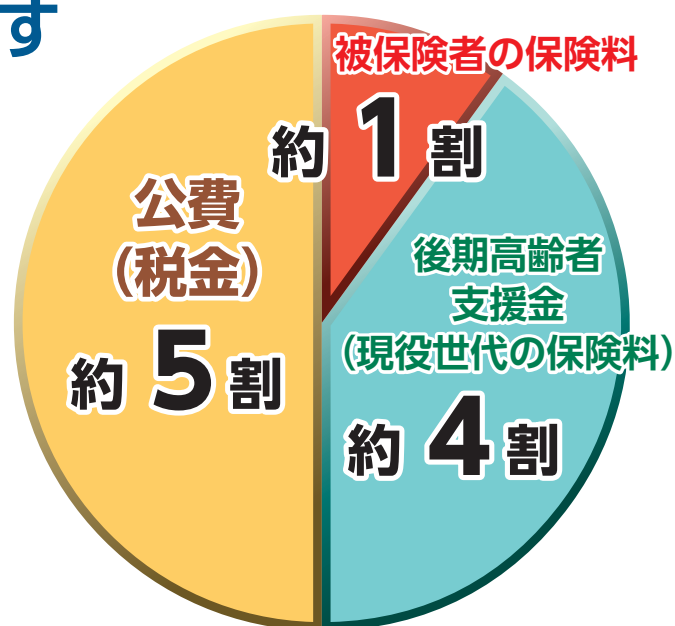
住所変更や給付申請などの届け出窓口になります。

また、保険証の引渡しや保険料の徴収なども行います。

- 保険料の徴収・納付相談
- 保険証の引渡し
- 各種申請の受付
- 加入や喪失の届け出の受付
- 健康診査の受付

後期高齢者医療制度は、みなさんで支える制度です

後期高齢者医療制度は医療機関での自己負担を除いた医療費について、国民のみなさまにより、右のグラフの割合で賄われています。医療費が増えると、保険料も上げざるを得なくなりますので、医療機関の適正受診等により、医療費の削減を目指しましょう。



14ページの「医療機関の適正受診等について」をチェックしましょう！➡

対象となる方(被保険者)

熊本県内にお住まいの方で・・・

対象となる方

75歳以上の方

65歳以上75歳未満で
一定の障がいがある方

対象となるとき

75歳の
誕生日から



市(区)町村に
申請し
認定を受けた日から



※生活保護受給者及び外国人で在留期間が3か月以内である方などは対象になりません。

一定の障がいの認定を受けるための届け出

一定の障がいの認定を受けようとする方は、障がいの状態を明らかにするための障害年金証書、身体障害者手帳または医師の診断書等を現在お持ちの保険証に添えて、市(区)町村の窓口に届け出てください。

※一定の障がいとは、身体障害者手帳の1～3級及び4級の一部の障がい、療育手帳のA判定、精神障害者手帳の1～2級などです。障がいの認定の申請は任意です。75歳になるまではいつでも申請することができます。また、いつでも将来に向けて撤回することができます。(過去に遡って撤回することはできません)

保険証

+

下記のうちどれか1つ

障害年金証書

身体障害者手帳

医師の診断書

等

後期高齢者医療被保険者証(保険証)

被保険者となる方には、1人に1枚「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。

この保険証には自己負担割合「1割」または「3割」が記載されています。医療を受けるときは必ず提示してください。

後期高齢者医療
被保険者証

臓器提供の意思表示にご協力を

臓器移植は、本人の意思が不明な場合でも、家族の承諾があれば臓器提供ができるようになりました。

自分の意思を尊重するためにも、家族ともよく話し合い、意思表示をしておくことが大切です。



保険料

被保険者一人ひとりが納めます。保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

※保険料に関する通知は、お住まいの市（区）町村から被保険者の方にお送りします。



保険料の決め方

平成30・31年度の熊本県における保険料額（年額） 100円未満切捨て

保険料額 (限度額62万円)	=	均等割額 (被保険者1人当たり) 47,900円	+	所得割額 $\left[\frac{\text{総所得金額等} - 33\text{万円}}{\text{(基礎控除)}} \right] \times 9.26\%$ 所得割率

※総所得金額等とは、前年中の「公的年金収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。（ただし、所得割額の算定については、専従者控除や譲渡所得特別控除後の金額になります）

※障害・遺族・老齢福祉年金は非課税年金なので、保険料の算定の基礎となる所得には含まれません。

※公的年金等の収入のみの方で、年金額が153万円以下の場合は、所得割額はかかりません。

※保険料には限度額が設けられ、年額62万円が上限となります。

保険料の納め方

保険料の納付方法は、原則として年金額が年額18万円以上の方は、年金受給月（4・6・8・10・12・2月）に、年金から天引きされます。4・6・8月は前年度の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めます（仮徴収）。10・12・2月は確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。

年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替等によりお住まいの市（区）町村へ個別に納めます。

社会保険料控除について

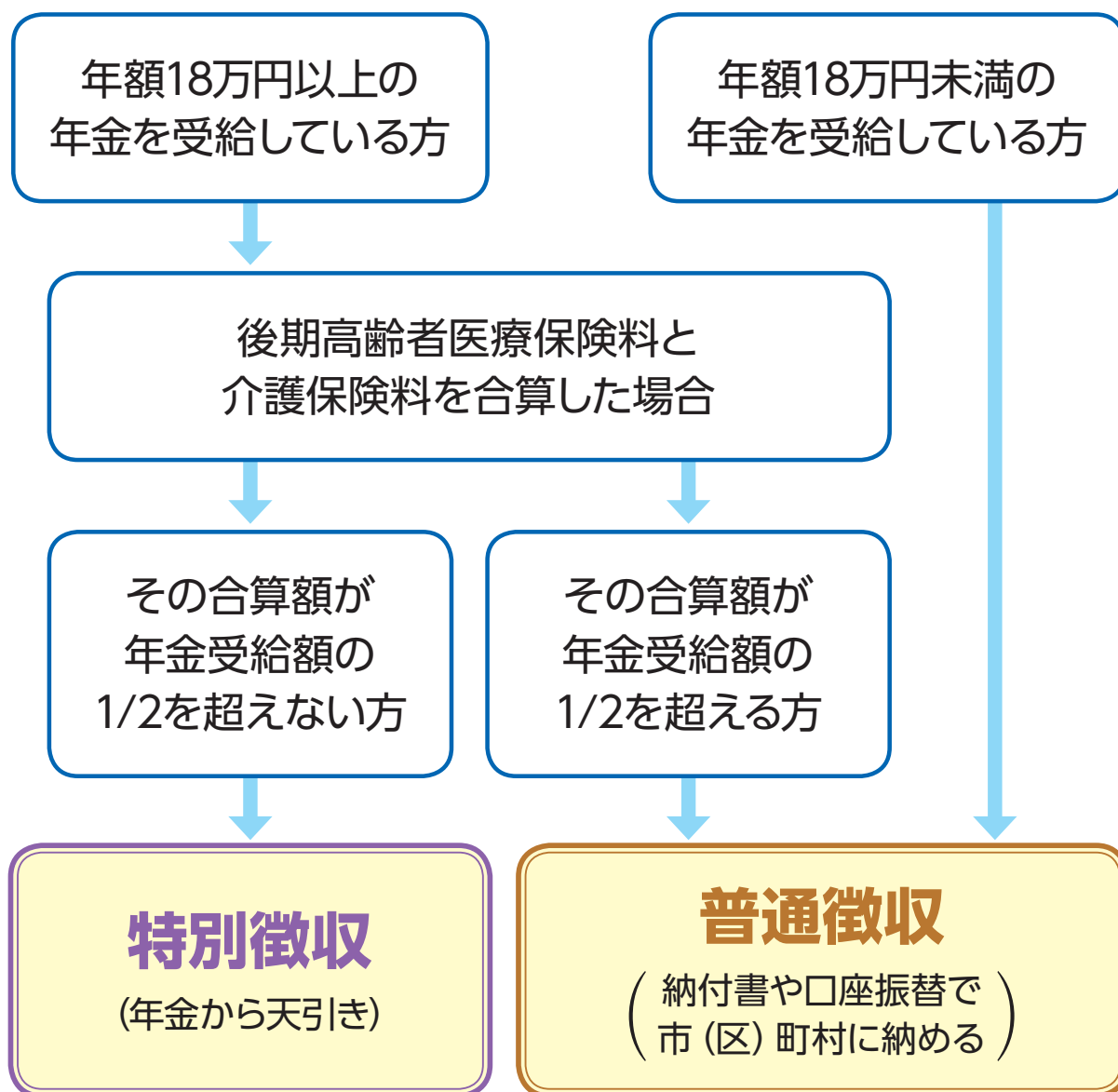
納めた保険料は、確定申告や住民税申告等で、社会保険料として控除の対象となります。

※詳しくは税務署、お住まいの市（区）町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。

保険料の減免

災害等の特別な事情により保険料の減免等を受けられることがありますので、お早めに市（区）町村の担当窓口にご相談ください。

保険料の納め方を確認しましょう



特別徴収を口座振替(普通徴収)に変更できます

保険料を年金から天引きにより納めている方で、口座振替を希望される方は、市(区)町村へ申請し、認められた場合は口座振替への変更ができます。



下記の場合、特別徴収できませんので、ご注意ください

- 年度の途中で他の市(区)町村から転入された方(一定期間のみ)
- 年度の途中で75歳になられた方(一定期間のみ)
- 年金担保貸付金を返済中、または貸付開始された方 など

保険料の軽減について

所得の低い方や被用者保険の加入者に扶養されていた方(被扶養者)は、保険料の負担が軽くなります。



均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて下記の通り均等割額は軽減されます。

本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、皆様が安心して医療を受けられるようにするため、31年度から、段階的に見直しを行っています。

表1

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合		軽減後の均等割額
	本則	平成31年度	
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 33万円以下 [平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし	7割	8.5割	7,185円
		8割	9,580円
33万円+28万円×(被保険者数)以下	5割	5割	23,950円
33万円+51万円×(被保険者数)以下	2割	2割	38,320円

※9割軽減の対象であった方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。(ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績等に応じて異なります。)

8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り実質上8.5割軽減を据え置くこととします。

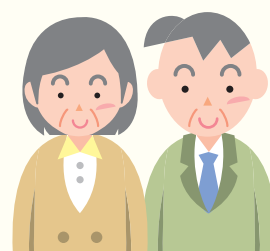
なお、年金生活者支援給付金及び介護保険料の軽減については、お住まいの市(区)町村へお問い合わせください。

※軽減判定は、当該年度の4月1日(新たに制度の対象になった方は資格取得時)における世帯状況により行います。

※均等割額の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については、高齢者特別控除(15万円)を控除した額で判定します。

被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、75歳に到達後2年を経過する月まで、均等割額が5割軽減されます。(所得割額はかかりません)



保険料の計算例(年額)

例 単身世帯で本人の収入が年金196万円のみの場合

均等割額 均等割額の軽減に該当するか確認しましょう。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & - & \text{年金控除額} & - & \text{高齢者特別控除額} \\ \hline 196\text{万円} & & 120\text{万円} & & 15\text{万円} \\ \hline & & & = & \text{基準額} \\ & & & & 61\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

→ 61万円が **表1** の5割軽減に該当するので、
均等割額は5割軽減されます。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{軽減前均等割額} & \times & (10\text{割}-5\text{割}) & = \\ \hline 47,900\text{円} & & & \text{均等割額} \\ & & & \text{23,950円} \\ \hline \end{array}$$

所得割額 所得割額を確認しましょう。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & - & \text{年金控除額} & = \\ \hline 196\text{万円} & & 120\text{万円} & \\ \hline & & & \text{基準額} \\ & & & 76\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{基準額} & - & \text{基礎控除額} & \times & \text{所得割率} & = \\ \hline 76\text{万円} & & 33\text{万円} & & 9.26\% & \\ \hline & & & & & \text{所得割額} \\ & & & & & \text{39,818円} \\ \hline \end{array}$$

1年間の保険料

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{均等割額} & + & \text{所得割額} & = \\ \hline \text{23,950円} & & \text{39,818円} & \\ \hline & & & \text{保険料額} \\ & & & \text{63,768円} \\ \hline \end{array}$$

※年間の保険料額は100円未満を切り捨てるため、**63,700円**となります。



公的年金等控除額計算表(65歳以上)

公的年金等収入額	公的年金等控除額
330万円未満	120万円
330万円以上410万円未満	収入金額×0.25+375,000円
410万円以上770万円未満	収入金額×0.15+785,000円
770万円以上	収入金額×0.05+1,555,000円

年金収入のみの場合の保険料例(年額)



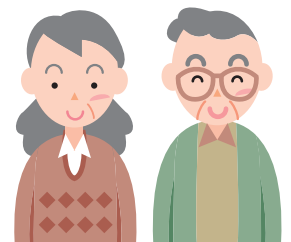
例1 被保険者で単身世帯の場合

年金収入	80万円	153万円	168万円	196万円	219万円	300万円
年金所得	0円	33万円	48万円	76万円	99万円	180万円
均等割軽減判定所得	0円	18万円	33万円	61万円	84万円	165万円
均等割軽減割合	8割軽減	8.5割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
所得割額	0円	0円	13,890円	39,818円	61,116円	136,122円
均等割額	9,580円	7,185円	7,185円	23,950円	38,320円	47,900円
年間保険料額 (100円未満切捨て)	9,500円	7,100円	21,000円	63,700円	99,400円	184,000円

例2 夫婦2人世帯で共に被保険者である場合

(夫の収入を年金収入219万円、妻の収入を年金収入140万円と仮定した場合)

	夫／世帯主	妻
年金収入	219万円	140万円
年金所得	99万円	20万円
均等割軽減判定所得	84万円	5万円
均等割軽減割合	5割軽減	5割軽減
所得割額	61,116円	0円
均等割額	23,950円	23,950円
年間保険料額 (100円未満切捨て)	85,000円	23,900円



保険料を 滞納すると



**保険料の納付が難しい場合は、
市(区)町村の担当窓口にご相談ください。**

特別な理由もなく保険料を滞納した場合は、有効期間の短い保険証(短期被保険者証)が交付されたり、保険証を返還して、資格証明書*が交付されたりします。(この場合、医療費がいったん全額自己負担となります)

*資格証明書の交付は、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない方に限られます。

お医者さんにかかるときの 自己負担割合

診療を受けたとき、医療機関等の窓口での支払いは
医療費の1割または3割です。



一般の方は1割負担

同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の被保険者

現役並み所得の方は3割負担

住民税課税所得が145万円以上ある被保険者やその方と同じ世帯にいる被保険者

3割負担から1割負担に変更できる場合もあります

住民税課税所得が145万円以上の方でも、以下の条件を満たす方は、お住まいの市(区)町村の担当窓口に応請し、被保険者等の収入合計額が基準額未満であると認定されると、申請日の翌月より自己負担の割合が3割負担から1割負担に変更となります。

後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合

- ① 前年の収入額が383万円未満
- ② ただし、383万円以上でも同じ世帯の中に70歳から74歳の国保または会社の健康保険などの加入者がいる場合は、その方と被保険者の前年の収入合計額が520万円未満。



後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上いる場合

- ③ 前年の収入合計額が520万円未満

※収入とは、所得税法上の収入金額（一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く）であり、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です。（所得金額ではありません）

※土地・建物や上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するため確定申告した場合、売却収入は上記収入金額に含まれます。



次のページの「自己負担割合の判定の流れ」でチェックしてみましょう!➡

自己負担割合の判定の流れ

スタート

①②③に該当する方は、お住まいの市(区)町村の担当窓口に申請をしてください。

本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の住民税課税所得はいずれも145万円未満ですか？
もしくは、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計が210万円以下ですか？

はい

1割負担

いいえ

同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者は本人のみですか？

はい

本人の前年の収入額は、383万円未満ですか？

はい

① 申請が認められると
1割負担

いいえ

後期高齢者医療制度の被保険者と同一世帯の中に70歳から74歳までの国保や会社の健康保険などの加入者がいる場合で、本人の前年の収入とその方の前年の収入合計額は、520万円未満ですか？

はい

② 申請が認められると
1割負担

いいえ

本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の前年の収入合計額は、520万円未満ですか？

はい

③ 申請が認められると
1割負担

いいえ

いいえ

3割負担
(現役並み所得の方)



自己負担額の減免

被保険者の属する世帯の世帯主が、過去1年以内に災害などの特別な事情※により、資産などを活用しても、医療機関等への自己負担額(1割または3割)の支払いが一時的に困難となった場合、申請をすることにより自己負担額の減免・猶予を受けられることがあります。

減免等の期間は、申請を行った月から6か月以内です。

入院時の食事代など、対象にならない費用もあります。



※特別な事情とは・・・

- ・災害で住宅や家財など財産に著しい損害を受けた
- ・干ばつや冷害などによる農作物の不作・不漁などで世帯主の収入が著しく減少した
- ・事業や業務の休廃止、失業で世帯主の収入が著しく減少した
- ・重篤な疾病や負傷で世帯主が死亡した・重大な障害を受けた・長期間入院した(ただし被保険者のみの世帯の場合は除く)

過去1年以内の間に上記のいずれかに該当したことによって、世帯の実収入月額が規定以下になった場合、一部負担金を支払うことが困難であると広域連合長が認めた被保険者に対し、減免等が行われます。

医療費が高額になったとき

高額療養費

月ごとの自己負担額が表1の限度額を超えた場合は、超えた額が払い戻されます。

表1

負担割合	負担区分	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割負担	住民税課税所得690万円以上	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\% < 140,100円 >^{※1}$	
	住民税課税所得380万円以上	$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\% < 93,000円 >^{※1}$	
	住民税課税所得145万円以上	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\% < 44,400円 >^{※1}$	
1割負担	一般	$18,000円^{※3}$ (年間上限14.4万円)	$57,600円 < 44,400円 >^{※1}$
	低所得者Ⅱ ^{※2}	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ ^{※2}		15,000円

※1 < >内の額は過去12か月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の額。(多数回該当)

※2 低所得者Ⅱ… 世帯全員が住民税非課税である方。

低所得者Ⅰ… ア.住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得(年金の所得控除額を80万円として計算)が0円の方。

イ.住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。

※3 1年間(8月～翌7月)の外来自己負担額合計が、144,000円を超えた場合も高額療養費が支給されます。(負担割合3割の方を除く)

高額介護合算療養費

世帯での1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の後期高齢者医療の自己負担等の額と介護保険の利用者負担額の合算額が、表2の世帯の自己負担限度額を超えるときは、超えた額がそれぞれの制度から払い戻されます。



表2

負担割合	負担区分	自己負担限度額
3割負担	住民税課税所得690万円以上	212万円
	住民税課税所得380万円以上	141万円
	住民税課税所得145万円以上	67万円
1割負担	一般	56万円
	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

入院の際の食事代について



①入院時食事療養費(一般病床、精神病床等に入院したとき)

表3 食費の標準負担額(1食当たり)

負担区分		食費
現役並み所得者・一般		460円 ^{※1}
低所得者Ⅱ	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	210円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数) 長期入院該当 ^{※2}	160円
低所得者Ⅰ		100円

※1 指定難病患者及び平成28年3月31日において既に1年を超えて精神病床に入院しており、平成28年4月1日以降も引き続き入院している方は260円です。

※2 低所得者Ⅱに該当し、過去12か月で入院日数が90日(限度額適用・標準負担額減額認定証(区分Ⅱ)の認定・交付を受けている期間に限ります)を超える場合は、お住まいの市(区)町村の担当窓口で長期入院該当申請をしてください。

②入院時生活療養費(医療療養病床^{※3}に入院したとき)

表4 食費・居住費^{※4}の標準負担額(食費は1食当たり、居住費は1日当たり)

負担区分		医療区分Ⅰ (右に該当しない方)		医療区分Ⅱ・Ⅲ ^{※5} (医療の必要性の高い方)		指定難病患者	
		食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
現役並み所得者・一般		460円 ^{※6}	370円	460円 ^{※6}	370円	260円	0円
低所得者Ⅱ	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	210円	370円	210円	370円	210円	
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数) 長期入院該当 ^{※2}			160円	370円	160円	
低所得者Ⅰ		130円	370円	100円	370円	100円	
	老齢福祉年金受給者	100円	0円	100円	0円	100円	
境界層該当者							

※3 「医療療養病床」は、保険医療機関における、急性期を脱し長期の療養を必要とする方のための病床です。

※4 「居住費」は、療養病床に入院している時の光熱水費相当額の負担分です。

※5 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第488号)。例えば、人工呼吸器、中心静脈栄養等を要するなど、密度の高い医学的な管理が必要な方、回復期リハビリテーション病棟に入院している方などのことです。

※6 保険医療機関の施設基準等により420円の場合もあります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の交付を受けられる方

【自己負担割合が1割の方】

世帯全員が住民税非課税の場合は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用され、入院時の食費が減額されます。

【自己負担割合が3割の方】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示すると保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

医療費の払い戻しを受けられるとき

次のような場合は、かかった医療費を全額本人が支払い、後日お住まいの市（区）町村の担当窓口で申請を行い、認められると、自己負担額以外の部分について、払い戻しを受けることができます。



1 やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けたり、保険診療を扱っていない医療機関で診療を受けたりしたとき

※やむを得ない事情があったと広域連合が認めた場合に限られます。

2 医師が必要と認めた、あんま・マッサージ、はり・灸などを受けたとき

※医師の同意を得て治療を受けた場合に認められます。

※受領委任の取扱いを行っている施術所での施術は自己負担額で受診可能です。

3 骨折・脱臼などで、柔道整復師の施術を受けたとき

※保険の適用範囲内に限ります。15ページの「整骨院・接骨院（柔道整復）の受診について」をご覧ください。

4 医師が必要と認めた、コルセットなどの治療用装具を購入したときや輸血の生血代など

5 海外で診療を受けたとき

※渡航歴のわかる（パスポート等）資料の提示が必要となります。

※日本の保険の適用範囲内に限ります。

※治療目的の渡航は対象になりません。

（ただし、一定の要件をみたす海外での臓器移植を除く）

6 移動困難な患者が医師の指示により緊急その他やむを得ない必要があって移送されたとき（移送費）

※計画的に転院する場合、検査目的、本人希望・家族の都合とみられるもの、自宅からの移送・退院時の移送、通常のタクシーを使用した場合などは対象になりません。

こんなときも給付が受けられます

交通事故にあったとき

交通事故など第三者から傷害を受けた場合でも後期高齢者医療で診療を受けることができます。

示談の前に必ず市（区）町村へ届け出をお願いします。

被保険者
（被害者）

警察

事故証明書を
もらう

必要なもの

- 第三者行為による傷病届
- 保険証、印かん
- 事故証明書（後日でも可）

医療費は、広域連合が一時立て替えます

医療費は、加害者が全額を負担するのが原則です。

保険診療の場合は、後期高齢者医療広域連合が医療費（被保険者の一部負担金を除く）を立て替え、後日、加害者に費用（過失割合に応じた額）を請求することになります。

なお、加害者から治療費を受けとったり示談を済ませたりすると、後期高齢者医療が使えなくなることがありますので、示談の前に必ず市（区）町村の担当窓口にご相談ください。

被保険者が亡くなったとき

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方へ申請により葬祭費（2万円）が支給されます。

健康診査を受けましょう



健康で
楽しい
毎日を送る
ために

毎年1回必ず受けましょう

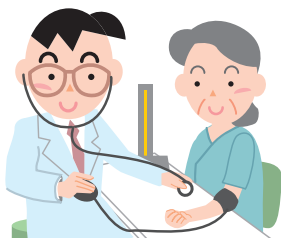
ご飯を
おいしく
食べる
ために

身体の健診

「健康だから大丈夫」と過信せずにこれからも長く元気にいるためにも、まずは健診を受けましょう。

健診を受けると…

たとえば、糖尿病など自覚症状がない病気も発見できます。



検査内容

- ①身体測定
- ②血圧測定
- ③血液検査
- ④尿検査

歯と口の健診

お口の中の健康を保っておかないと、口腔機能の低下だけでなく、肺炎などの全身的な病気にかかり、要介護状態になる恐れもあります。

健診を受けると…

口の中だけでなく身体全身の健康保持につながります。



検査内容

- ①問診
- ②歯周検査
- ③口腔検査
- ④結果説明

受診を希望される方は、お住まいの市(区)町村へお問い合わせください。

医療機関の適正受診等について

医療機関を受診するときに、ちょっとしたことに気を付ければ誰でも医療費を削減できます！

●重複受診をやめましょう

重複受診とは同じ病気で同時期に複数の医療機関にかかることをいいます。受診するたびに初診料がかかり、医療費が高額になります。また、何度も検査や処置・投薬などを行うので、体に負担もかかります。

●時間外受診をやめましょう

休日や夜間など診療時間外に受診する場合は、医療費が高く設定されています。昼間は都合が悪いなどの安易な理由で時間外受診すると、緊急を要する重症患者への対応の遅れなどにもつながってしまいます。

●かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とはあなたの既往症や、健康状態などを把握して、健康管理全般のアドバイスをする医師のことです。かかりつけ医をもてば、いざというときに慌てずに済みます。



●ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使っているの
で、安全性も効き目も立証されています。

ただし、すべての新薬に対してジェネリック医薬品がある
わけではなく、症状によっては適さない場合もありますので、
詳しくはかかりつけ医・薬剤師にご相談ください。

新薬と同様に、
薬事法に基づいて
厚生労働省から承
認されている薬を
ジェネリック医薬
品といいます。

●お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳は使っている薬などを記録しておくもので、つくって記録
しておけば、薬の重複や飲み合わせのトラブルを未然に防ぐことが
できます。病院や薬局に行くときは必ず持って行きましょう。



整骨院・接骨院(柔道整復)の受診について

整骨院や接骨院で行われる施術は、**負傷の原因によって保険証が使える場合と
使えない場合があります。**



医療保険の適用と認められる場合

○医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(い
わゆる肉離れを含む)と診断または判断され、施術を
受けたとき。

※骨折及び脱臼で、継続して施術を受ける場合には、医師の同
意を得ることが必要です。

○骨、筋肉、関節のけがや痛みでその負傷原因が明確なとき。

○別の負傷等によるもので保険医療機関(病院・診療所)
で治療中でないもの。

《主な負傷例》

◆起床時や日常生活
中に、首の関節を
痛めた。など

◆日常生活中に椅子
から立ち上がる際
や前かがみになっ
たときに腰を痛め
た。など



医療保険の適用と認められない場合

○疲労性や慢性的要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労。

○脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術。

○同じ負傷等により保険医療機関(病院・診療所)で治療中のもの。

○労災保険が適用となる工作中や通勤途中での負傷。



注意!!

■ 治療を受けるときは、負傷の原因をきちんと伝えましょう。

■ 療養費支給申請書の内容を確認し、原則ご自身での署名が必要です。

■ 無料で発行される窓口支払いの領収証は、大切に保管しましょう。

熊本県後期高齢者医療広域連合から、施術日や施術内容について確認させていただく場合が
ありますので、ご協力をお願いいたします。

お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療に係る問合せ先

市 郡 域	市(区)町村名	担 当 課	問合せ先
熊 本 市	熊 本 市	国 保 年 金 課	096-328-2290 (直通)
	熊本市 中央区役所	区 民 課	096-328-2278 (直通)
	熊本市 東区役所	区 民 課	096-367-9125 (直通)
	熊本市 西区役所	区 民 課	096-329-1198 (直通)
	熊本市 南区役所	区 民 課	096-357-4128 (直通)
	熊本市 北区役所	区 民 課	096-272-6905 (直通)
八 代 市	八 代 市	国保ねんきん課	0965-33-4490 (直通)
人 吉 市	人 吉 市	保 険 年 金 課	0966-22-2111 (代表)
荒 尾 市	荒 尾 市	保 険 介 護 課	0968-63-1420 (直通)
水 俣 市	水 俣 市	市 民 課	0966-61-1633 (直通)
玉 名 市	玉 名 市	保 険 年 金 課	0968-75-1117 (直通)
山 鹿 市	山 鹿 市	国 保 年 金 課	0968-43-1576 (直通)
菊 池 市	菊 池 市	健 康 推 進 課	0968-25-7218 (直通)
宇 土 市	宇 土 市	市 民 保 険 課	0964-22-1111 (代表)
上天草市	上 天 草 市	健康づくり推進課	0969-28-3375 (直通)
宇 城 市	宇 城 市	市 民 課	0964-32-1417 (直通)
阿 蘇 市	阿 蘇 市	ほ け ん 課	0967-22-3145 (直通)
天 草 市	天 草 市	国 保 年 金 課	0969-23-1111 (代表)
合 志 市	合 志 市	保 険 年 金 課	096-248-1275 (直通)
下益城郡	美 里 町	健 康 保 険 課	0964-46-2113 (直通)
玉 名 郡	玉 東 町	町 民 福 祉 課	0968-85-3183 (直通)
	南 関 町	福 祉 課	0968-57-8503 (直通)
	長 洲 町	福祉保健介護課	0968-78-3139 (直通)
	和 水 町	税 務 住 民 課	0968-86-5723 (直通)
菊 池 郡	大 津 町	健 康 保 険 課	096-293-3114 (直通)
	菊 陽 町	健 康・保 険 課	096-232-4912 (直通)
阿 蘇 郡	南 小 国 町	町 民 課	0967-42-1113 (直通)
	小 国 町	福 祉 課	0967-46-2116 (直通)
	産 山 村	住 民 課	0967-25-2212 (直通)
	高 森 町	健 康 推 進 課	0967-62-1111 (代表)
	西 原 村	保 健 衛 生 課	096-279-4389 (直通)
	南 阿 蘇 村	健 康 推 進 課	0967-67-2704 (直通)
上益城郡	御 船 町	町 民 保 険 課	096-282-1113 (直通)
	嘉 島 町	町 民 課	096-237-2574 (直通)
	益 城 町	住 民 保 険 課	096-286-3113 (直通)
	甲 佐 町	住 民 生 活 課	096-234-1113 (直通)
	山 都 町	健 康 ほ け ん 課	0967-72-1295 (直通)
八 代 郡	氷 川 町	健 康 福 祉 課	0965-52-5852 (直通)
葦 北 郡	芦 北 町	住 民 生 活 課	0966-82-2511 (代表)
	津 奈 木 町	ほ け ん 福 祉 課	0966-78-3115 (直通)
球 磨 郡	錦 町	健 康 保 険 課	0966-38-1113 (直通)
	多 良 木 町	健 康・保 険 課	0966-42-1255 (直通)
	湯 前 町	税 務 町 民 課	0966-43-4111 (代表)
	水 上 村	保 健 福 祉 課	0966-44-0313 (直通)
	相 良 村	保 健 福 祉 課	0966-35-1032 (直通)
	五 木 村	保 健 福 祉 課	0966-37-2214 (直通)
	山 江 村	健 康 福 祉 課	0966-24-1700 (直通)
	球 磨 村	健 康 衛 生 課	0966-32-1139 (直通)
	あさぎり町	健 康 推 進 課	0966-45-7216 (直通)
天 草 郡	苓 北 町	福 祉 保 健 課	0969-35-1111 (代表)
そ の 他	熊本県後期高齢者医療広域連合		096-368-6511 (代表)

※当パンフレットの内容は、厚生労働省資料をもとに作成しております。
今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

© 社会保険出版社
禁無断転載 88986



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

グリーン購入法
適合印刷物です